

県西・県南地区消防設備点検保守業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、県西・県南地区消防設備点検保守業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、（別添）県西・県南地区消防設備点検保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する庁舎の消防設備等について、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定による点検保守に関する委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委	託	料	金〇〇〇〇〇〇〇円
		(令和8年度 年額金	〇〇〇〇〇円)
		(令和9年度 年額金	〇〇〇〇〇円)
		(令和10年度 年額金	〇〇〇〇〇円)
		(令和11年度 年額金	〇〇〇〇〇円)
消費税及び地方消費税額		金〇〇〇〇〇〇円	
		(令和8年度 年額金	〇〇〇〇円)
		(令和9年度 年額金	〇〇〇〇〇円)
		(令和10年度 年額金	〇〇〇〇〇円)
		(令和11年度 年額金	〇〇〇〇円)
合	計	金〇〇〇〇〇〇〇円	
		(令和8年度 年額金	〇〇〇〇〇円)
		(令和9年度 年額金	〇〇〇〇〇〇円)
		(令和10年度 年額金	〇〇〇〇〇〇円)
		(令和11年度 年額金	〇〇〇〇〇円)

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合 (財務規則第101条第2項該当)

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、遅滞なく点検報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、次表の実施期間におけるすべての点検において、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の

旨の通知があったときは、甲に当該期間に係る委託料の支払請求書を提出するものとする。

実施期間	金額	実施期間	金額
令和8年10月から 令和9年3月まで	〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年4月から 令和9年9月まで	〇〇〇, 〇〇〇円
令和9年10月から 令和10年3月まで	〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年4月から 令和10年9月まで	〇〇〇, 〇〇〇円
令和10年10月から 令和11年3月まで	〇〇〇, 〇〇〇円	令和11年4月から 令和11年9月まで	〇〇〇, 〇〇〇円

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に当該期間に係る委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了又は継続する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

（資料の返還等）

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

県西・県南地区消防設備点検保守業務委託仕様書

1 対象庁舎

委託業務の対象となる庁舎は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 所在地 | 都城市北原町 2 4 街区 2 1 号 |
| 庁舎等名 | 都城総合庁舎 |
| (2) 所在地 | 小林市細野 3 6 7 番地 2 |
| 庁舎等名 | 小林総合庁舎 |
| (3) 所在地 | 都城市花繰町 3 2 番 1 |
| 庁舎等名 | 花繰単身宿舎 |
| (4) 所在地 | 小林市真方字因幡塚 1 4 0 番 1 |
| 庁舎等名 | 因幡塚宿舎 |
| (5) 所在地 | 日南市戸高 1 丁目 1 2 番地 1 |
| 庁舎等名 | 日南総合庁舎 |
| (6) 所在地 | 串間市大字西方 8 9 7 0 番地 |
| 庁舎等名 | 串間総合庁舎 |
| (7) 所在地 | 日南市吾田東 8 丁目 2 0 番 |
| 庁舎等名 | 星倉宿舎 |
| (8) 所在地 | 串間市大字西方 8 4 0 2 番 |
| 庁舎等名 | 平宿舎 |

2 対象設備

委託業務の対象となる設備及び数量は、「別紙 1」に掲げるとおりとする。

3 本委託業務の実施者

- (1) 乙は、委託業務を行うために、この契約の締結と同時に、消防法及びその他関係法令（以下、「法令等」という。）で定める必要な点検資格を有する者（以下「保守担当者」という。）を選任し、様式 1 により保守担当者選任（変更）届を甲に提出しなければならない。保守担当者を変更したときも、同様とする。
- (2) 乙は、保守担当者を委託業務に従事させなければならない。

4 定期点検

(1) 実施方法

乙は、委託業務の実施に当たっては、建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）に基づいて、次のとおり実施するものとする。

ア 機器点検及び総合点検は 5 月に実施すること。

イ 機器点検は 1 1 月に実施すること。

(2) 点検保守の報告

点検結果の報告は、甲の指示にしたがって行うこと。

法令等で報告書の様式が定められている設備については、当該報告書の様式で作

成し、鑑を付けて提出（必要に応じて消防署等に報告）すること。
なお、必要に応じて測定結果等を別紙として添付すること。

5 臨時点検

乙は、消防設備が故障した場合などにおいて、甲から連絡を受けた際には、夜間、休日を問わず直ちに障害の復旧に着手し、速やかに報告すること。

また、夜間、休日緊急連絡先を様式2により契約書に添付して提出すること。

6 自衛消防訓練への協力

甲が消防訓練を実施する場合は、消防設備に関する訓練の器具準備、取扱説明、放送設備等の協力を行うこと。

7 損害賠償責任保険

乙は、契約書第12条の規定による損害賠償の義務を履行するため、次に掲げる額を限度とする責任保険に加入しなければならない。

1 事故につき2億円（対人、対物合計）

区分	機 器 名		単 位	都城	小林	花線単身	因播塚	日南	串間	星倉宿舎	平宿舎	合計	
自動火災報知設備	受信機	P－1	回線	30	35			25				90	
		P－2	回線										
	副受信機		台	1	1			1				3	
	感知器	差動式分布型	個										
		差動式スポット型	個	80	85			67					232
		定温式スポット型	個	32	5			10					47
	煙感知器	イオン化式	個					4					4
		光電式	個	26	15			18					59
		光電式分離型	個										
	発信器	P－1	個	8	7			7					22
		P－2	個										
	ベ ル		個	8	7			7					22
	表示灯		個										
	非常警報設備（非常ベル操作部、非常警報複合装置等）		組										
	消火栓起動装置		個	1	1			1					3
	配線		式	1	1			1	1				4
常用電源		組	1	1			1					3	
予備電源（受信機のみ）		組	1	1			1					3	
非常電源	自家発電設備	組											
	蓄電池設備	組											
誘導灯設備	誘 導 灯		灯	21	19			14	1			55	
	誘導標識		枚					3				3	
避難器具	緩降機		組										
	救助袋		組										
連 結 水管	はしご		組										
	放水口		組										
非常用放送設備	送水口		組										
	連結送水管耐圧検査		系統										
	増幅器		W						60			60	
	遠隔操作器		台										
	スピーカ	スピーカ	個						12			12	
		音量調節器	個						7			7	
	起動装置	押しボタン	個						1			1	
常用電源		組						1			1		
予備電源		組						1			1		
住宅用警報器	住宅用火災警報器（熱式）		個										
	住宅用火災警報器（煙式）		個										
	住宅用火災移報アダプタ		個										
消火器	粉末消火器	加圧式・蓄圧式	本	52	37	4	4	26	13	6	4	146	
	二酸化炭素消火器		本										
屋内消火栓	加圧送水装置		組	1	1			1				3	
	操 作 盤		面	1	1			1				3	
	屋内消火栓		組	7	6			7				20	
	起動用スイッチ		個	7	6			7				20	
	表示灯		灯	7	6			7				20	
	呼水装置		組	1	1			1				3	
	水源		組	1	1			1				3	
	放水試験		式	1	1			1				3	
	ホース耐圧性能試験		組	14	12			14				40	
排煙設備	制御盤		面	1	2			1				4	
	排煙口（排煙窓）		個										
	防火ダンパー		個		3							3	
	防火シャッター		枚	6	1							7	
	防火ドア片開き		枚	9	5			7				21	
	防火ドア両開き		枚										
	防煙壁		式										
	排煙装置（モーター駆動）		台		1							1	
	排煙装置起動盤		面		2							2	
	煙感知器	イオン化式	個										
煙感知器	光電式	個	19	6			6				31		
ガス漏れ警報設備	受信機2級		面										
	副受信機		面										
	検知器		個										
	ベ ル		個										

様式 1

保 守 担 当 者 選 任 （ 変 更 ） 届	
受 託 の 内 容	県西・県南地区消防設備点検保守業務
受 託 の 場 所	都城市北原町ほか
期 間	自 令和 8 年 1 0 月 1 日 至 令和 1 1 年 9 月 3 0 日
委 託 金 額	金 円
保守担当者氏名	
消防設備士等資格者 証の種類及び番号	
上記のとおり、保守担当者を選任（変更）したので届け出ます。 令和 年 月 日 受 託 者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 宮崎県知事 河野 俊嗣 殿	

履 歴 書		
現 住 所		
氏 名		生年月日 年 月 日
学 歴		
職 歴		
上 記 の と お り 相 違 あ り ま せ ん 。		
令 和 年 月 日		
氏 名		印

様式 2

夜間・休日緊急連絡先

委託業務名	県西・県南地区消防設備点検保守業務
-------	-------------------

受託業者名	
受託業者電話番号	
保守担当者氏名	① ② ③

夜間・休日等 緊急連絡番号	① ② ③
------------------	-------------

※ 夜間・休日に必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

メールアドレス	① ② ③
---------	-------------